

東京都立一橋高等学校 いじめ防止基本方針

平成26年10月20日

平成27年9月7日改訂

校長決定

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) 本校のいじめ防止に関する基本的な姿勢

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本校では、互いの「よさ」を認め合い、他人を尊重することができる豊かな人間性を備えた生徒を育成していく。そして、すべての生徒がいじめを行わず、ほかの生徒に対して行われるいじめを認識しながら放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを目的として、いじめの防止等のための対策を行う。

(2) いじめの定義

この基本方針において「いじめ」とは、児童・生徒に対して、当該児童・生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童・生徒と一定の人間関係にある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット等を通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

(3) いじめの禁止

本校生徒は、いじめを絶対に行わないこと。また、ほかの生徒に対して行われるいじめを認識しながら放置するようなことも絶対にしないこと。

2 学校及び職員の責務

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する生徒の保護者、地域住民並びに関係する機関及び団体との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処し、再発防止に努める責務を有する。

3 いじめ防止等のための組織

(1) 「学校いじめ対策委員会」の設置

ア 設置の目的

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、「学校いじめ対策委員会」を設置する。

イ 「学校いじめ対策委員会」の構成

構成員は、副校長、生活指導部主任、健康相談部主任、学年主任（又は担任）、養護教諭、スクールカウンセラー等とする。

※ 検討事項や事案内容に応じて依頼可能な第三者の参加を柔軟に検討し、校長が任命する。

※ 緊急開催の会議には、担任や部活動顧問などを構成員とする。また、学年主任は当該学年

の学年主任とする。

ウ 委員会の開催

- ① 年間に2回程度（7月・12月・3月）開催する。
- ② いじめと疑われる相談・通報等があった場合には、会議を緊急開催する。

エ 所掌事項

- ① いじめ防止等の取組内容の検討、基本方針・年間計画作成・実行・検証・修正
- ② 学校いじめ対策委員会の招集
- ③ いじめに関する相談・通報への対応及び情報収集
- ④ いじめに関する事実関係の聴き取り
- ⑤ いじめ事案への対応検討
- ⑥ いじめ事案の報告

（２）「学校サポートチーム」の設置

ア 設置の目的

学校サポートチームは学校いじめ対策委員会と連携を図り、いじめの早期解決のために学校だけで解決が困難な場合に支援や助言を行うために設置する。

イ チームの構成

学校サポートチームは、学校運営連絡協議委員（警視庁万世橋警察署生活安全課少年係及び保護者の会）と学校いじめ対策委員（校長、副校長及び生活指導主任）で構成する。

ウ 学校いじめ対策委員会への参加

学校いじめ対策委員会と連携を図り、いじめの早期解決のために学校だけで解決が困難な場合に臨時的に学校いじめ対策委員会に参加する。

（３）「学校サポートチーム」の主な所掌事項

- ① 学校いじめ対策委員会への参加
- ② いじめに関する相談・通報への対応及び情報収集
- ③ いじめに関する事実関係の聴き取り
- ④ いじめ事案への対応検討

４ 段階に応じた具体的な取組

（１）いじめの未然防止のための取組み

- ① いじめは決して許されないという共通認識に立ち、全職員がいじめの態様や特質等について校内研修や職員会議を通して共通理解を図り、組織的に対応する。
- ② 全校集会や学級活動などで、日常的にいじめの問題に触れ「いじめは、絶対に許さない」との雰囲気醸成する。
- ③ 全職員が、教育相談の考え方を身につけ、生徒一人ひとりの人権を尊重し、生徒の心に寄り添って支援を行う。
- ④ 全生徒が、他の生徒の立場や考え方を理解し、自己の考え方や行動をその場にふさわしい方法で表現し伝えることができるコミュニケーション能力を養うため、全ての教育活動の中で、道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ⑤ 学校の教育活動全体を通して全生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取り、自己

有用感を高めるような機会を多くつくる。

- ⑥ 生徒が委員会活動などを通して行ういじめ防止に資する活動に対する支援を行う。
- ⑦ 交流活動や行事、ボランティア活動等を通して保護者及び地域住民その他の関係者との連携を深め、地域で生徒を見守る体制づくりに努める。

(2) いじめの早期発見のための取組み

- ① いじめを早期に発見するため在籍する生徒に対する定期的な調査を次のとおり実施する。

ア 生徒対象いじめアンケート調査 ~~年2回（7月、12月）~~

→年3回（6月、11月、2月）3年間保存とする＜平成27年9月改訂＞

イ 個人面談を通じた学級担任による生徒からの聴き取り

年5回（4月、7月、10月、12月、3月）

- ② 生徒及び保護者がいじめに係る相談が行うことができるよう次のとおり、相談体制を構築する。

ア スクールカウンセラーの活用及び生徒、保護者への周知

イ いじめ相談窓口の設置（スクールカウンセラーが直接本人か保護者と話す、または電話で対応する体制づくり）

ウ 保護者からの相談を随時受けることをスクールカウンセラー便り等を通じて周知する。

- ③ 相談・通報のあった事案は、「学校いじめ対策委員会」を通して情報共有に努める。
- ④ いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。

(3) いじめの早期対応・解決のための取組み

- ① いじめを見た、またはその疑いがある行為を見た場合は、すぐにその場でいじめをやめさせる。
- ② いじめやいじめと疑われる行為の発見や通報を受けた場合は、速やかに組織で対応を行う。
- ③ いじめに対しては、全職員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関や専門機関と連携して対応する。
- ④ いじめを受けた生徒に対して、徹底して守り通すことを伝え、できる限り不安を除去し、事情の聞き取りを行う。また、当該生徒の見守りを行うなど、生徒の安全を確保する。また、いじめを受けた生徒の保護者に、迅速に事実関係を伝える。
- ⑤ いじめたとされる生徒からも事情の聞き取りを行い、いじめの事実が確認された場合は、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす絶対に許されない行為であることを理解させるとともに、いじめを行った背景にも目を向け、いじめた生徒が抱える問題の解消に努める。また、その保護者への助言を継続的に行う。
- ⑥ いじめを見ていた生徒等にも自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気を持つように指導を行う。
- ⑦ はやしたてたり、同調している生徒に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させるように指導を行う。

(4) インターネット上のいじめへの対応

- ① 発信された情報が急速に広がってしまうこと、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて発信される情報の特性をふまえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止するために、情報モラル教育を推進するとともに、保護者に対してもネット上のいじめ防止に

ついでに情報を周知する。

- ② ネット上の不適切な書き込み等については、被害拡大を避けるために、直ちに削除する措置を講じる。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、所轄警察署に通報し、支援を求める。

（５） 重大事態への対処

いじめにより、「生徒の生命・心身又は財産に重大な被害」が生じた場合や、相当の期間学校を欠席する（３０日を目安とする）ことを余儀なくされている等の疑いがある場合は、東京都教育委員会（東部学校支援センター所）に報告し、協議の上、必要に応じて「いじめ重大事態調査委員会」を設置し、迅速に調査に着手する。なお、「生徒の生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断し、以下のようなケースを想定する。

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

① 「いじめ重大事態調査委員会」の構成

管理職、生活指導主任及び担当教諭、当該学年主任、担任、部顧問

※ 事案内容により構成員については東京都教育委員会（東部学校支援センター所）と検討し、校長が任命する。

※ 構成員については、専門的知識及び経験を有する者等の第三者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

②活動内容

- ア 発生した重大事態のいじめ事案に関する調査
- イ 調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、適時・適切な方法での提供・説明
- ウ 東京都教育委員会（東部学校支援センター所）への調査結果報告
- エ 調査結果の説明について、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合は、所見をまとめた文書を添えて、調査結果の報告を提出

５ 教職員研修計画

（１）「いじめ防止教育プログラム」の活用

いじめ防止教育プログラムを活用し、主に次の１０項目について校内研修を実施し、教職員のいじめに対する知識や見識を高め、対応のスキルアップを図る。

- ① いじめ問題の見方・考え方
- ② いじめの未然防止に向けた学校の対応研修
- ③ いじめの早期発見
- ④ 早期発見のための情報共有の工夫
- ⑤ いじめの早期対応と校内体制
- ⑥ 保護者・地域との連携
- ⑦ スクールカウンセラーとの連携
- ⑧ 相談環境の充実

- ⑨ 児童・生徒との効果的な面接の実施
- ⑩ 警察との連携

(2) 研修実施計画

○学期毎に年3回実施する。

6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

(1) 保護者との連携

- ア 学年・担任が発行する学校便り等により、学校の様子をタイムリーに保護者に周知し、行事等では学校に足を運んでもらい、生徒の様子を観てもらおう。
- イ 保護者会を活用し、保護者相互の情報交換により、生徒の友人関係の情報を共有する。

(2) スクールカウンセラーの活用

- ア スクールカウンセラーによる保護者相談の実施計画を年度当初に周知し、電話等による予約体勢を整え、気軽に利用できる体制を構築する。
- イ スクールカウンセラーを活用し、被害の子供、加害の子供の保護者に対するケアの具体的方策を教員と保護者の共通理解の下に構築する。

7 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

(1) 地域人材の活用による取組

- ア 学校運営連絡協議委員の働きかけにより地域からの生徒に関する情報提供を得る。
- イ 周囲の小・中学校の教職員、保護者の会による生徒に関する情報提供を募る。

(2) 関係諸機関の活用による取組

- ア 警察・児童相談所等との連携体制を構築し、いじめに関する情報をタイムリーに得る。
- イ 学校が重大ないじめを認知した場合の警察への通報により、適切な協力を得る。

8 学校評価及び基本方針改善のための計画

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価項目に加え、適正に自校の取組みを評価する。

- (1) いじめの早期発見**のための**取組みに関すること
- (2) いじめの再発を防止するための取組みに関すること